

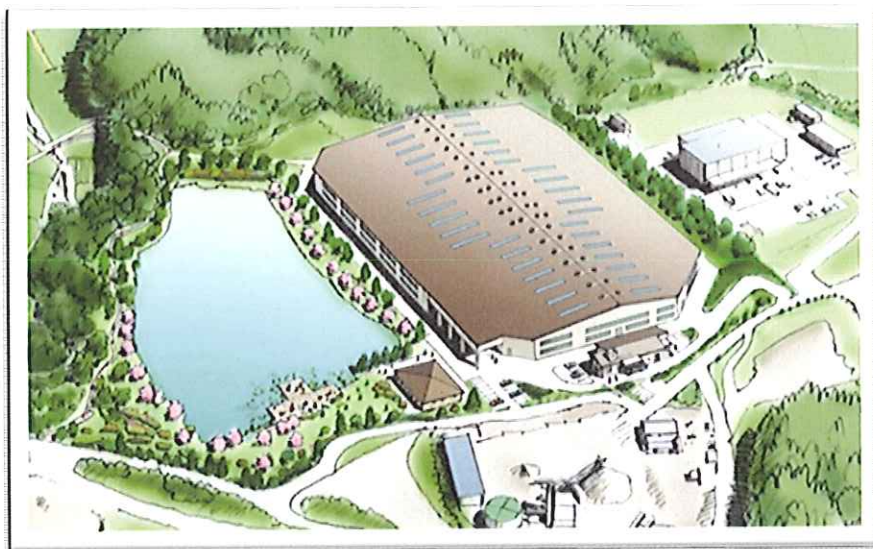
## 5 「公共関与最終処分場・クローズド型」に係る基本協定書締結について

### 1 公共関与最終処分場の必要性

私たちの生活を支える様々な事業活動から発生する産業廃棄物は、排出抑制、再利用、リサイクルなど、いわゆる「3R」を積極的に実践しても、わずかではありますが、最終処分場で埋め立てせざるを得ないものが残ります。

産業廃棄物は、排出事業者処理が原則ですが、施設の安全性への不安などから、最終処分場が立地する地域の皆様から理解を得ることが難しく、新規の最終処分場の立地が進まないのが現状です。

このような現状を踏まえて、平成15年3月に策定した「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」に基づき、民間を補完する観点から、公共（県）が主体的に関与して産業廃棄物最終処分場の整備に取り組むこととしました。



全体イメージ図

公共関与最終処分場は、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保し、県民の生活環境の保全と県内の経済活動の維持促進を図るためのインフラとして整備するものです。

### 2 基本協定書の締結

平成18年3月に、客観的な評価項目に基づき、県の総合的な判断により、「南関町」を建設予定地として決定いたしました。

以来、環境アセスメント手続きなど、機会を捉えて住民の皆様にご理解を求めました。

しかし、地元の皆様からは、施設の安全性へのご不安などから、「なぜここなのか」との思いや、建設反対に関する数多くのご意見が出されました。

そうした中で、平成22年9月に、住民の皆様のご心配やご不安にできる限りお応えするために、今考えられる最大限の知識と技術を活用し、極限まで施設の安全性を追求した「クローズド・無放流型」の施設構造とすることを決定しました。さらに、同年11月に

は南関町と和水町の住民説明会で、知事が直接地元に向い、住民の皆様には処分場の必要性や安全性を説明し、理解を求めました。

その後、平成23年4月に南関町内14箇所で開催されたまちづくり懇談会などを通じて、継続的に事業への理解を求めて参りました。

そのような取組みを経て、地元の皆様には苦渋のご決断をいただき、同年8月に南関町、11月に和水町とそれぞれ、県及び財団法人熊本県環境整備事業団の三者により、「熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書」を締結いたしました。

### 3 基本協定書の内容

南関町、和水町とそれぞれ、県及び財団法人熊本県環境整備事業団の三者で締結した基本協定書で、地域の生活環境を保全し、地域住民の安全を確保することをお約束するために、処分場の建設及び運営に関する基本的事項を取り決めていきます。

1. 関係者の責務を以下のとおり確認しました。
  - (1) 県は、処分場の廃止後も将来に渡り最終的な責任を負います。
  - (2) 事業団は、地域住民の安全を確保するために万全の策を講じます。
  - (3) 町は、地域の安全を確認し、その状況を地域住民に公表します。
2. 地域の生活環境の保全に関して、環境保全協定書を締結します。
3. 周辺環境の整備など、処分場を中心とした地域の振興に努めます。
4. 処分場の建設・運営を監視する委員会を設置します。
5. 事業団は、積極的な情報公開に努めます。

※基本協定書の本文は、財団法人熊本県環境整備事業団のホームページ (<http://www.kksj.jp>) に掲載しています。



(南関町締結式)



(和水町締結式)